

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年7月31日付け「保医発第0731002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成18年8月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D008 内分泌学的検査						
16	クロスラプス精密測定	EIA法	170	生 135	検討中	*

【注】

- * : クロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中 クロスラプスに準じて算定できる。
クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
なお、尿中 クロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。